

因果関係の立証は誰がするのか？

因果関係の立証は誰が行うのでしょうか？

事業損失として扱う場合、「公共工事に係る工事の施工に起因する地盤変動により生じた建物等の損害等に係る事務処理要領」（以下「事務処理要領」）では、因果関係の立証は起業者が行うこととされています。

但し、この事務処理要領は費用負担を行う場合の要領ですので“被害が生じていない事を立証する”場合は違ってきます。

【事業損失と不法行為】

事業損失の費用負担は、あくまで行政措置であり、前述の事務処理要領は費用負担する時（被害が生じている場合）の事務処理について定められています。このため、“被害が生じていない場合”にはこの範疇ではなく、本来には一般（民法）の不法行為の問題として扱う事になります。

不法行為の問題は、右の不法行為の成立要件が満たされた上で、原因と結果との因果関係が認められれば、賠償責任が生じるものです。ゆえに“被害が生じていない”とは、この成立要件が不足しているか、もしくは原因（工事）と結果（被害）との間に因果関係がないということです。

不法行為の成立要件

故意又は過失
権利侵害（ないし違法性）
責任能力
損害の発生

【拳証責任】

公共工事の施工に起因する第三者損害については、「故意又は過失」や「責任能力」が問題となることはなく、一般に「権利侵害」や「損害の発生」について、「被害の有無とその程度」が問題であり、これと共に「原因と結果との因果関係」について立証することが求められます。

但し、不法行為の問題は原則的に被害者がこれら（成立要件と因果関係）について立証を行うのが基本ですので、まず被害者が、被害が生じた事を立証する必要があります。その上で、被害者と加害者の立場の違いから、一般に立証責任の転嫁が認められていますので、比較的緩やかにでも被害者が立証を行えば、今度は、加害者サイドはそれ以上高度に、被害がなかった事を立証する責任が生じます。

【実際の問題】

実際の問題で良くあるケースとして、“壁の亀裂だけでなく振動で建物本体が痛んだはずだから補償するべきだ”との主張があります。振動の大きさや損傷状況などから、建物本体に影響は生じていないとの見解を示しても「それなら影響が無いことを証明（立証）しろ」と言われて、どんな方法や調査で対応しようかと頭を悩ます場合があります。

しかし原則論からすれば、まず申し立てを行う者（建物所有者）が損害の発生や程度を具体的に示す事が必要で、本来、それに応じて対応方法を考えればよいはずなのです。「どこがどのように痛んだのかを示して頂ければ、それについて具体的に調査します」で良いはずなのです。

【まとめ】

事業損失の事務処理要領では、因果関係の立証を起業者が行う事が規定され、また、昨今の“説明責任”を強く主張する論調から、何から何まで起業者サイドが立証する必要があるかのような、一種の強迫観念みたいなものがあるような気がします。

少なくとも調査を行った結果として“被害がない”との判定のほうですので、それ以上に被害があることを主張される場合は、具体的にその現象を示す事を求めるべきなのです。このような事は、とかく、これまでの被害判定の方法が、経験に頼った感覚的で曖昧なものであった事も大いに影響していると考えます。そのためにもベースとなる調査において、工学的で合理的な判定方法が必要となるのです。